

2026年3月19日

県内金融機関と連携した 「手形・小切手の全面的電子化」の推進について

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）では、全国銀行協会が掲げる「2026年度末までに紙の手形・小切手の利用をゼロにする」方針に基づき、県内金融機関と連携し、電子的な決済手段への移行を推進いたしますので、お知らせします。

埼玉県内では手形を利用している県内企業の約9割が「でんさい（電子記録債権）」を利用していないとの調査結果^注があるほか、「でんさい（電子記録債権）」の未契約・未活用企業が多数を占めるなど、電子的な決済手段の理解・活用の促進が課題となっております。

今般の取組みはこうした課題の解決に向け、県内の8金融機関が連携し、電子化の周知および導入支援を加速させていくものです。

具体的には共同作成した啓発チラシによる店舗でのご案内や、事業者さま向けセミナーの共催など、様々なお客さま接点を活用し、電子化のメリットや導入方法を分かりやすく紹介してまいります。

あわせて、紛失リスクの低減や印刷・郵送コストの削減、事務負担の軽減など、支払・受取双方の利点や紙使用量削減による環境負荷低減といった社会的意義もお伝えしてまいります。

注 株式会社全銀電子債権ネットワーク「2025年度手形利用企業数等調査結果」による

《連携の概要》

参加金融機関 (8金融機関)	武蔵野銀行、埼玉りそな銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、熊谷商工信用組合、埼玉信用組合
具体的取組み	・ 共同作成チラシを活用した店舗でのご案内 ・ 事業者さま向けセミナーの共催 ・ 電子的な決済手段（でんさいやインターネットバンキング）への移行支援

以上

報道機関からのお問い合わせ先
事務統括部 山田 展義・栗原 奈津
TEL (048) 641 - 6111 (代)



紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



Q

電子的決済サービスには何があるの？

A

でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1

コスト削減



- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2

事務負荷軽減



- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3

リスク低減



- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は難しいの？

A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

各金融機関における取組み状況

埼玉県内の金融機関では、手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを進めています。

埼玉りそな
銀行



武蔵野
銀行



埼玉縣
信用金庫



川口
信用金庫



青木
信用金庫



飯能
信用金庫



熊谷商工
信用組合



埼玉
信用組合



(金融機関コード順)

※各金融機関の手形・小切手の取扱いは、今後予告なく変更となる可能性があります。

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！